

別表
通所介護事業所利用料金表(R6. 6. 1～)

1 厚生労働大臣の定める基準によるもの(単位数)

(1) 通所介護 (1日あたり)

所要時間	要介護度	基本料金	計 (単位数)	利用者1 割負担額 (円)	利用者2 割負担額 (円)	利用者3 割負担額 (円)
3時間以上 4時間未満	要介護1	370	370	370	740	1,110
	要介護2	423	423	423	846	1,269
	要介護3	479	479	479	958	1,437
	要介護4	533	533	533	1,066	1,599
	要介護5	588	588	588	1,176	1,764
4時間以上 5時間未満	要介護1	388	388	388	776	1,164
	要介護2	444	444	444	888	1,332
	要介護3	502	502	502	1,004	1,506
	要介護4	560	560	560	1,120	1,680
	要介護5	617	617	617	1,234	1,851
5時間以上 6時間未満	要介護1	570	570	570	1,140	1,710
	要介護2	673	673	673	1,346	2,019
	要介護3	777	777	777	1,554	2,331
	要介護4	880	880	880	1,760	2,640
	要介護5	984	984	984	1,968	2,952
6時間以上 7時間未満	要介護1	584	584	584	1,168	1,752
	要介護2	689	689	689	1,378	2,067
	要介護3	796	796	796	1,592	2,388
	要介護4	901	901	901	1,802	2,703
	要介護5	1,008	1,008	1,008	2,016	3,024

※上記の所要期間には、送迎時に居宅内で着替えや移乗、移動などに時間を要した場合には、30分を上限として含まれることがあります。

- ・入浴介助加算(Ⅰ) 40 単位加算(1日につき)
- ・サービス提供強化加算(Ⅱ) 18 単位加算(1回につき)

・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 単位数の 9.2% 加算

利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価10円を乗じて算定し、利用者負担はその1割又は2割又は3割の額となります。

2 その他の費用

厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに以下の費用がかかります。

食事代		555 円
通常事業の実施地域以外の地域に係る送迎の追加費用	実施地域以外から片道10km以下のとき	無料
	実施地域以外から片道10kmを超えるとき	300円(往復)
オムツ代		実費(200円程度)

※ その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用の負担をお願いすることがあります。

(2) 通所介護予防 (1月あたり)

要介護度	基本料金	計 (単位数)	利用者1 割負担額 (円)	利用者2 割負担額 (円)	利用者3 割負担額 (円)
要支援1	1,798	1,798	1,798	3,596	5,394
要支援2	3,621	3,621	3,621	7,242	10,863

※上記の所要期間には、送迎時に居宅内で着替えや移乗、移動などに時間を要した場合には、30分を上限として含まれることがあります。

- ・サービス提供強化加算(Ⅱ) 要支援1 72 単位加算(月)
要支援2 144 単位加算(月)

・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 単位数の 9.2% 加算

利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価10円を乗じて算定し、利用者負担はその1割又は2割又は3割の額となります。

2 その他の費用

厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに以下の費用がかかります。

食事代		555 円
通常事業の実施地域以外の地域に係る送迎の追加費用	実施地域以外から片道10km以下のとき	無料
	実施地域以外から片道10kmを超えるとき	300円(往復)
オムツ代		実費(200円程度)

※ その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用の負担をお願いすることがあります。